



(労農記者クラブ扱い)

大阪労働局発表
平成25年12月26日

担当	大阪労働局雇用均等室 (電話) 06 - 6941 - 8940
----	-------------------------------------

妊娠・出産・育児休業の取得などを巡る事業主とのトラブル に関する「無料電話相談」を実施します

妊娠・出産・育児休業の取得などを理由とする不利益取扱に関する相談が、雇用均等室に多く寄せられています。

このため、妊娠・出産・育児休業などを巡り事業主との間にトラブルを抱えている労働者（近畿2府4県在勤者）を対象に、フリーダイヤルによる「無料電話相談」を実施します。

『 妊娠・育休トラブル 無料電話相談 』

日時：平成26年1月26日（日）

9：00～17：00

フリーダイヤル 0120-008-192 いくじ

※ 近畿2府4県どこからでもおかけいただけます。

このようなご相談に対応します。

- 妊娠を会社に報告したら、辞めてくれないかと言われた。
- パートは育児休業を取れないと言われた。
- 育児休業を取りたいと申し出たら、復帰後はパートになるように言われた。
- 妊娠中に体調不良で休んだら、退職を強要された。

など

※ 「無料電話相談」は、滋賀労働局、京都労働局、大阪労働局、兵庫労働局、奈良労働局、和歌山労働局が合同で実施します。

※ 当日以外については、各労働局の雇用均等室において随時相談を受け付けています。
【 受付時間 8：30～17：15（土日祝、年末年始を除く） 】

※ 当日取材をご希望の報道関係者の方は、1月24日（金）12：00までにご連絡下さい。
【 大阪労働局雇用均等室（担当）川島、林 / 電話 06 - 6941 - 8940 】

妊娠や出産、育児休業をめぐるって、会社とトラブルになっていませんか？

「妊娠」を会社に報告したら、
“じゃあ辞めてね”と言われました…

妊娠したら退職しなきゃ
いけないのかな。

つわりがきつくて、
思うように
働くことができません。
どうしたらいいの…

パートや
アルバイトでも、
産休や育休が
取れるの？

育休は取れたけど、
“戻る時には
パートになってね”
と言われました…

『妊娠・育休トラブル 無料電話相談』

平成26年1月26日(日)

午前9時00分～午後5時00分

☎0120-008-192

(近畿各府県からおかけいただけます)



近畿各労働局雇用均等室 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)

不利益取扱いの禁止



妊娠・出産したこと、育児休業などの申出をしたこと等を理由として、解雇その他の不利益な取扱いをすることは、法律で禁止されています。

(男女雇用機会均等法第9条、育児・介護休業法第10条)

禁止されている解雇その他不利益な取扱いの典型例 《》》》

- ①解雇すること。
- ②期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと。
- ③あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に、当該回数を引き下げること。
- ④退職又は正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと。
※勧奨退職や正社員をパートタイム労働者等の非正規社員とするような労働契約内容の変更は、労働者の表面上の同意を得ていたとしても、労働者の真意に基づくものではないと認められる場合には、これに該当します。
- ⑤不利益な自宅待機を命ずること。
- ⑥降格させること。
- ⑦減給をし、又は賞与等において不利益な算定を行うこと。
- ⑧昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと。
- ⑨不利益な配置の変更を行うこと。
※産前産後休業からの復帰に当たって原職又は原職相当職につけないことを含みます。
- ⑩就業環境を害すること。
- ⑪派遣労働者として就業する者について、派遣先が当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を拒むこと。



(注) これらは、あくまでも例示であり、これ以外の行為についても個別具体的な事情を勘案すれば、不利益取扱いに該当する場合があります。

妊娠や出産等に関する不利益取扱いのご相談や、育児休業などの制度の詳細については、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお問い合わせください。



	電話番号	所在地
滋賀	077-523-1190	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階
奈良	0742-32-0210	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階

※受付時間 8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始除く)